消　防　計　画

（目的）

第1条　この計画は、消防法第８条第１項に基づき、　　　　　　　　　　　における防火管理業務について必要な事項を定めて、火災、震災、その他の災害の予防及び人命の安全並びに被害の軽減を図ることを目的とする。

（適用範囲）

第2条　この計画は、　　　　　　　　　に勤務し、出入りするすべての者に適用する。

（防火管理業務の委託について〔該当・非該当〕）

第3条　防火管理業務を委託している場合は次のように定める。

（１）委託者からの指揮命令

委託を受けて防火管理業務に従事する者は、この計画に定めるところにより、管理権原者、防火管理者、自衛消防隊長等の指示、指揮命令の下に適正に業務を実施する。

（２）受託者への報告

　　　受託者は、受託した防火管理業務について、定期に防火管理者に報告する。

（３）防火管理業務の委託状況

　　ア　会社名

　　イ　所在地

　　ウ　電話

　　エ　委託方式　　□常駐　□巡回　□遠隔移報　□全部

（管理権原者及び防火管理者の業務と権限）

第4条　管理権原者は、最終的な防火管理責任があることをこの計画の中で明確にし、次の業務を行う。

（１）管理権原者は、防火管理業務について、すべての責任を持つものとする。

（２）管理権原者は、管理的又は監督的な立場にあり、かつ、防火管理業務を適正に遂行できる権限を持つ者を防火管理者として選任して、防火管理業務を行わせなければならない。

（３）管理権原者は、防火管理者が消防計画を作成（変更）する場合、必要な指示を与えなければならない。

（４）防火上の建物構造の不備や消防用設備等・特殊消防用設備等の不備欠陥が発見された場合は、速やかに改修しなければならない。

２　防火管理者は、この計画の作成及び実行についてのすべての権限を持って、次の業務を行う。

（１）消防計画の作成（変更）

（２）消火、通報、避難誘導などの訓練の実施

（３）火災予防上の自主検査の実施と監督

次の項目を実施し、不備欠陥箇所がある場合は改修促進を図る。

　　ア　建物

　　イ　防火設備

　　ウ　避難施設

　　工　電気設備

　　オ　危険物施設

　　カ　火気を使用する設備器具（以下「火気使用設備器具」という。）

　　キ　消防用設備等・特殊消防用設備等

（４）防火対象物の法定点検の立会い

（５）消防用設備等・特殊消防用設備等の法定点検・整備及び立会い

（６）改装工事など工事中の立会い及び安全対策の樹立

（７）火気の使用、取扱いの指導、監督

（８）収容人員の適正管理

（９）防災教育の実施

（10）防火管理業務従事者（火元責任者等）に対する指導、監督

（11）管理権原者への提案や報告

（12）放火防止対策の推進

（火元責任者の指定）

第5条　火災予防及び地震時の出火防止を図るため、防火管理者のもとに火元責任者を別表１「火元責任者任務分担表」に定め、任務分担を指定する。

　（火災予防上の遵守事項）

第6条　火災予防のためすべての者は、次の事項を遵守しなければならない。

（１）火気使用設備器具は、使用する前及び使用後には必ず点検し、安全を確認する。

（２）火気使用設備器具の周囲は、常に整理整とんをしておく。

（３）廊下、階段、洗面所等の可燃物の整理、整とん又は除去を行う。

（４）灰皿、吸がらの後始末を完全にする。

（５）廊下、階段、通路、出入口等その他避難のために使用する施設には、避難の妨害となる設備を設け、又は物品を置かない。また、避難口等は、容易に解錠できるようにしておく。

（６）消防設備等の周囲には、装飾等をしない。

（７）火災を発見した場合は、消防機関（１１９）に通報するとともに防火管理者に連絡し、定められた任務分担により適切な行動をとる。

（８）喫煙は、指定した場所で行う。

（９）特殊消防用設備等は、設備等設置維持計画に基づき管理を行う。

（自主検査及び法定点検）

第7条　建物等の自主検査は、定期的に別表２「建物等の自主検査表」、別表３「設備等の自主検査表」により実施する。また、消防用設備等の法定点検は、次の（１）に基づき実施する。

（１）消防用設備等の法定点検時期

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 点検対象設備 | 点検実施日 | 点検員 |
| 機器点検 | 総合点検 |
|  |  |  | 氏名　　　　　　　　　　又は　　　　　　　　　　と点検保守契約を結び、点検、整備を実施する。 |
|  |  |  |
|  |  |  |
|  |  |  |
|  |  |  |
|  |  |  |
| 特殊消防用設備等 |  |  |

（結果の記録及び報告）

第8条　点検、検査の結果は、「防火対象物維持台帳」に記録しておくとともに消防用設備等の点検結果については、　　年に１回、特殊消防用設備等は、設備等設置維持計画に定める期間ごとに消防長に報告する。また不備欠かんを認めたときは、早急にその是正を図る。

（自衛消防の組織と任務分担）

第9条　自衛消防の組織は、別表４「任務分担表」により自衛消防隊を編成する。

（休日、夜間の防火管理体制）

第10条　休日、夜間においては、在館者がいる場合と無人となる場合があるため、緊急連絡先を定め、次のように任務を行う。

（１）休日、夜間に在館者がいる場合

　　ア　休日、夜間の防火管理体制

　　　　休日、夜間の勤務者は、定期に巡回する等火災予防上の安全を確保する。

　　イ　休日、夜間における自衛消防活動

休日、夜間における自衛消防活動は、勤務している者など建物内にいる者全員で次の初動措置を行う。

　　（ア）通報連絡

　　　　　火災が発生したときは、直ちに消防機関に通報するとともに、他の勤務者に火災の発生を知らせ、さらに緊急連絡一覧表により関係者に速やかに連絡すること。

　　（イ）初期消火

　　　　　全員が協力して、消火器等を有効に活用し適切な初期消火を行うとともに防火戸などの閉鎖を行うこと。

　　（ウ）避難誘導

　　　　　工事、点検等のため入館者がある場合は、非常警報設備等を使用して火災を知らせ、避難方向等を指示すること。

（エ）消防隊への情報提供等

消防隊に対し、火災発見の状況、延焼状況等の情報及び資料等を速やかに提供するとともに、出火場所への誘導を行うこと。

（２）休日、夜間に無人となる場合

休日、夜間において無人となる場合は、委託先からの通報により、火災発生等の連絡を受けた防火管理者等は、直ちに現場に駆けつけなければならない。

（震災予防措置）

第11条　地震時の災害の発生を予防するため第６条から第９条に定めるほか、次のことを行うものとする。

（１）建物及び建物に付随する施設物（看板、窓枠等）の倒壊、転倒、落下等の防止措置

（２）火気使用設備器具等の転倒防止措置及び自動消火装置等の作動状況の検査

（３）危険物類の転倒、落下、浸水等による発火防止の措置

２　防火管理者及び各火元責任者は、被害を生ずるに至らない地震の場合であっても、地震後建物、火気使用設備器具等の点検、検査を行い、その安全性を確認すること。

（地震時の活動）

第12条　地震時の活動は、第10条に準じて行うほか次によるものとする。

（１）防火管理者は、火元責任者等を指揮し、火気使用設備器具からの出火防止措置を行うこと。

（２）避難は、防災機関からの避難命令又は防火管理者の判断により開始する。

（３）建物内の避難経路は、別表５「建物の避難経路図」に基づき安全が確認された経路とする。また、避難場所は　　　　　　　　　　　　とし、誘導には別表６「指定避難地までの経路図」に基づき防火管理者があたる。

（警戒宣言が発せられた場合の対応措置）

第13条　警戒宣言が発せられた場合、自衛消防隊は第10条に定める任務を行う。

（１）警戒宣言が発せられた場合における営業方針

（２）関係者・お客等に対する警戒宣言が発せられた場合の情報の伝達方法

　　ア　観客等に対する情報の伝達に先立ち、まず全従業員へ伝達する。

　　イ　観客等に対する情報の伝達時間は、各階の避難誘導担当の配置完了後に伝達する。

（３）地震による被害の防止措置

　　ア　地震により、火災発生のおそれのある火気使用設備器具は、原則として使用を中止し、やむを得ず使用する場合は、最小限とする。

　　イ　被害防止措置の内容

（ア）窓ガラス等の破損、散乱防止措置

（イ）照明器具、ロッカー、書棚、ＯＡ機器、物品等の転倒・落下防止措　　置

　（南海トラフ地震の推進地域〔該当・非該当〕）

第14条　南海トラフ地震に係る推進地域の防火対象物において、地震津波情報を覚知した場合、津波避難に支障のない範囲で、第13条に定める事項に準じて行う。

（防災教育及び訓練）

第15条　防火管理者は、次により防災教育及び訓練を行うものとする

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 区分 | 実施月日 | 備考 |
| 基礎訓練部分訓練 | 消火訓練 | 月　　日 | 月　　日 |  |
| 通報訓練 | 月　　日 | 月　　日 |  |
| 避難訓練 | 月　　日 | 月　　日 |  |
| 総合訓練 | 月　　日 | 月　　日 |  |
| 防災教育 | 月　　日 | 月　　日 |  |
| 震災訓練 | 上記の各種訓練に準じて行うほか、関係機関が行う訓練に積極的に参加する。 |

２　防火管理者は、自衛消防訓練を実施する場合には、「消防訓練実施届」により桑名市消防本部（消防署）へ届け出るものとする。

附　　則

この計画は、平成　　年　　月　　日から施行する。

別表１

火元責任者任務分担表

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 火元責任者 | 担当場所 | 任務 |
|  |  | ・吸がら及び火気使用設備器具の管理・倉庫等の施錠確認・電気設備器具の安全確　認・消火器等の管理・避難通路の確保・地震時の出火防止・その他火災予防上必要な事項 |
|  |  |
|  |  |
|  |  |
|  |  |
|  |  |
|  |  |

別表２

建築物等の自主検査表　(建築物・その他)

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 区分 | 点検項目 | 点検実施日　　年　　月　　日 |
| 点検者 |  | 責任者 |  |
| 判　定 | 備　　考 |
| 建物周囲 | 可燃物が放置されていないか |  |  |
| 避難上、消火活動上有効な通路や空地が確保されているか |  |  |
| 防火上の構造 | ※増築等により主要構造部の構造不適はないか |  |  |
| 防火区画 | 防火戸等の直近に開閉を妨げる物品はないか |  |  |
| 防火戸等の変形、破損はないか |  |  |
| 防火戸等はスムーズに開閉するか |  |  |
| 非常口廊下階段避難通路 | 避難の妨げとなる物品等はないか |  |  |
| 誘導灯、誘導標識等を隠すものはないか |  |  |
| 非常口は容易に開閉できるか |  |  |
| 床面につまずき、すべり等の発生要因はないか |  |  |
| 防炎物品 | カーテン、じゅうたん等は防炎物品が使用されているか（防炎防火対象物の場合） |  |  |
| 火気管理 | 喫煙は指定された場所で行っているか |  |  |
| 吸殻の始末は適切か |  |  |
| 火気使用設備、器具に異常はないか |  |  |
| 火気使用設備、器具は、指定された場所以外で使用していないか |  |  |
| 厨房の天蓋のグリスフィルターは清掃されているか |  |  |
| 指定数量未満の危険物 | 施設に漏れ、飛散、破損、腐食等の異常はないか |  |  |
| 標識に破損、よごれ等はないか |  |  |
| 可燃物を放置していないか |  |  |
| 収容人員 | 定員は適正に管理しているか |  |  |

※　主要構造部　～　建物の壁、柱、床、はり、屋根又は階段

判定欄の記号　○　～　良　　　×　～　不良　　　　～　改修済

（注）自主点検は、　か月に１回以上実施する。

別表３

消火設備の自主検査表

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 区分 | 点検項目 | 点検日　　　年　　月　　日 |
| 点検者 |  | 責任者 |  |
| 判　定 | 備　　考 |
| 消火器 | 階ごとに適正な位置に設置されているか |  |  |
| 変形、破損、腐食等の異常はないか |  |  |
| 標識の破損、よごれ等はないか |  |  |
| 屋内消火栓設備屋外消火栓設備 | 扉の開閉及び操作を妨げる物品等はないか |  |  |
| ホース、ノズル、バルブ等に異常はないか |  |  |
| 表示灯は点灯し、容易に確認できるか |  |  |
| ポンプ室のバルブ類は適正な開閉状態になっているか |  |  |
| 動力消防ポンプ設備 | 常時使用できるよう適正な場所に設置されているか |  |  |
| 変形、損傷、燃料の不足等はないか |  |  |
| スプリンクラー設備泡消火設備水噴霧消火設備 | ヘッドの周囲に障害物はないか |  |  |
| ヘッドの変形、腐食、漏水はないか |  |  |
| 間仕切変更等によるヘッドの未警戒部分はないか |  |  |
| 圧力計の指示圧力は適正か（制御弁室、ポンプ室の圧カタンク） |  |  |
| ポンプ室のバルブ類は適正な開閉状態になっているか |  |  |
| 不活性ガス・ハロゲン化物・粉末消火設備 | ヘッドの変形、破損はないか |  |  |
| 起動装置の周囲に操作の障害物はないか |  |  |
| ボンベ室は漏水、異常高温となっていないか |  |  |
| 操作等の説明標識はついているか |  |  |
| 補助散水栓その他の移動式消火設備 | 扉の開閉及び操作を妨げる物品等はないか |  |  |
| ホース、ノズル、バルブ等に異常はないか |  |  |
| 表示灯は点灯し、容易に確認できるか |  |  |
| 使用方法は明示されているか |  |  |

判定欄の記号　○　～　良　　　×　～　不良　　　　～　改修済

（注）自主点検は、　か月に１回以上実施する。

別表３

警報設備の自主検査表

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 区分 | 点検項目 | 点検日　　　年　　月　　日 |
| 点検者 |  | 責任者 |  |
| 判　定 | 備　　考 |
| 自動火災報知設備火災通報装置 | 感知器に変形、破損はないか |  |  |
| 間仕切の変更等による感知器の未警戒部分はないか |  |  |
| 発信機の周囲に障害物はないか |  |  |
| 表示灯は点灯し、容易に確認できるか |  |  |
| 受信機のスイッチは正常な位置にあるか |  |  |
| ベルは停止状態になっていないか |  |  |
| 警戒区域図は受信機の付近に設置してあるか |  |  |
| 通報装置の周囲に障害物はないか |  |  |
| 録音されているメッセージ（名称、電話番号、住所）に変更はないか |  |  |
| 非常ベル・自動式サイレン・非常放送設備 | ペル又は放送の音量は適正か |  |  |
| 放送設備の階選択、一斉放送等の操作機能は正常か |  |  |
| ベル又はスピーカーの変形、脱落等はないか |  |  |
| ガス漏れ火災警報設備 | 検知器、中継器の変形、破損等はないか |  |  |
| 受信機のスイッチは正常な位置にあるか |  |  |
| 検知器の表示灯は正常に点灯しているか |  |  |
| 警戒区域図は受信機の付近に設置してあるか |  |  |
| 漏電火災警報器 | 変流器に変形、破損はないか |  |  |
| 受信機に異常はないか |  |  |

判定欄の記号　○　～　良　　　×　～　不良　　　　～　改修済

（注）自主点検は、　か月に１回以上実施する。

別表３

避難設備の自主検査表

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 区分 | 点検項目 | 点検日　　　年　　月　　日 |
| 点検者 |  | 責任者 |  |
| 判　定 | 備　　考 |
| 避難器具 | 操作に障害となる物品等はないか |  |  |
| 容易に接近できるか |  |  |
| 降下空間の途中に看板、エアコン屋外機等の障害物はないか |  |  |
| 降下場所の周囲及び避難路が確保されているか |  |  |
| 取付場所の窓等は容易に開放できるか |  |  |
| 標識、取扱い説明板等の破損、脱落はないか |  |  |
| 器具の腐食、破損等はないか |  |  |
| 誘導灯誘導標識 | 表示パネルの表面に汚れがなく、点灯しているか |  |  |
| 内蔵バッテリーによる点灯は正常か |  |  |
| 照明器具、装飾品等で見えにくくなっていないか |  |  |
| 器具の変形、破損等はないか |  |  |
| 室内のレイアウト等の変更により、設置位置が不適切となっていないか |  |  |

判定欄の記号　○　～　良　　　×　～　不良　　　　～　改修済

（注）自主点検は、　か月に１回以上実施する。

別表３

消火活動上必要な施設等の自主検査表

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 区分 | 点検項目 | 点検日　　　年　　月　　日 |
| 点検者 |  | 責任者 |  |
| 判　定 | 備　　考 |
| 排煙設備 | 垂れ壁の作動障害はないか |  |  |
| 起動装置の近くに妨げとなる物品等はないか |  |  |
| 手動操作箱、装置に変形、破損等はないか |  |  |
| 連結散水設備 | ヘッドの周囲に障害物はないか |  |  |
| ヘッドの変形、破損等はないか |  |  |
| バルブ類は適正な開閉状態となっているか |  |  |
| 送水口付近に障害物がなく、送水区域表示図があるか |  |  |
| 連結送水管 | 放水口のバルブが開いていないか |  |  |
| 放水口箱扉の開閉を妨げる物品又は変形等はないか |  |  |
| 送水口付近に障害物はないか |  |  |
| 送水口標識板に破損等はないか |  |  |
| 非常コンセント設備 | 保護箱周囲に障害物はないか |  |  |
| 保護箱扉は容易に全開できるか |  |  |
| 表示灯は点灯しているか |  |  |
| 消防隊進入口 | 標識、表示灯に異常はないか |  |  |
| 進入口の周囲に障害となる物品等はないか |  |  |
| 消防用水 | 採水口周囲に障害物はないか |  |  |
| 消防車は容易に接近できるか |  |  |
| 水量は確保されているか |  |  |
| 無線通信補助設備 | 保護箱周囲に障害物はないか |  |  |
| 保護箱扉は容易に開閉できるか |  |  |
| 接続端子に変形、破損等はないか |  |  |

判定欄の記号　○　～　良　　　×　～　不良　　　　～　改修済

（注）自主点検は、　か月に１回以上実施する。

別表４

自衛消防隊任務分担表

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 担当区分 | 氏名 | 任務 |
| 自衛消防隊長 |  | ・　隊員を指揮し、避難誘導及び火災の拡大防止にあたるとともに火災の状況及び逃げ遅れ者の有無等について、消防隊に報告すること。 |
| 副隊長 |  | ・　自衛消防隊長の任務を補佐する。 |
| 通報連絡係 |  | ・　消防機関への通報又はその確認を行うこと。・　あらゆるものを活用し、発災を知らせるとともに消防隊の誘導及び消防隊への情報の提供を行うこと。 |
| 初期消火係 |  | ・　消火器等を用いて初期消火活動を行うこと。 |
| 避難誘導係 |  | ・　非常口を開放するとともに避難誘導にあたること。・　避難終了後、人員を確認し、その結果を自衛消防隊長に連絡すること。 |
| 応急救護係 |  | ・　応急手当を行い、救急隊と密接な連絡をとる。・　負傷者の住所、氏名、搬送病院、電話番号、負傷程度等必要な事項を記録する。 |

別表５

|  |
| --- |
| 建物の避難経路図及び消防用設備配置図 |
|  |

別表６

|  |
| --- |
| 指定避難地までの経路図 |
|  |